

平成 18 年 9 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 18 年 9 月 12 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会第3回（9月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成18年9月12日

午前10時00分

於 第3委員会室

日程第1 議案第89号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第90号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第94号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第95号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第96号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 委員会所管施設調査について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	福 廣 和 美 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	力 丸 義 行 議員	委員	安 部 啓 治 議員
”	山 路 一 恵 議員	”	岡 部 茂 夫 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷 川 二三雄	人権・同和政策課長	津 田 秀 司
福祉課長	新 納 照 文	すこやか長寿課長	木 村 和 美
国保年金課長	木 村 裕 子	子育て支援課長	和 田 敏 信
保健センター所長	木 村 努		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	田 中 利 雄
書記	満 崎 哲 也

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（福廣和美委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、環境厚生常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は、条例の改正2件、補正予算4件です。

なお、陳情書が1件送付されております。

また、午後から所管施設調査として、市内3か所のグループホームの施設見学等を行ないます。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第89号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（福廣和美委員） 日程第1、議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） まず、条例改正新旧対照表の4ページをお願いいたします。右側の改正案のアンダーラインの部分を加えております。

この条例は平成19年1月1日から3歳未満児の乳幼児について、現在自己負担となっております初診料、往診料の無料化を行なうための改正でございます。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

委員（安部 陽委員） 今課長が往診料と言わっしゃったですね。

（国保年金課長「はい。」と答える）

委員（安部 陽委員） 往診してくれるお医者さんは今あります。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 基本的には往診というのもあるのですが、実際はあまり行なわれていないように聞いています。

委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） ちょっと矛盾点を感じたからですね。できるだけそういう指導はしてください。

（国保年金課長「はい。」と答える）

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 89 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第89号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時03分

~~~~~

日程第 2 議案第90号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

委員長（福廣和美委員） 日程第 2、議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 同じく新旧対照表の 5 ページになります。

平成18年10月 1 日から出産育児一時金を30万円から35万円に改正するものです。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 武藤議員の方から本会議 2 日目に質疑があった件なんですが、あれからちょっと議会事務局に調べていただいたんですね。春日市でもやっぱり事前にということとはしていないということでした。ただ会計課と協議した上で、例えば今急いでどうしてもほしいというときは 3 日以内に支給ができるようになっているということでしたけれど、そういうふうな対応というのは太宰府市ではできないのでしょうか。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 現在でもなるべく早く手元に届くようにですね、事務的な努力をしております。で、今回質問があったポイントは、一つは費用が大変高額になりますので、その分を準備することが大変難しいんじゃないかということと、支払までの期間がかかる。で、今

病院によってはですね、入院の時に保証金を求める病院もあるということで、その辺の改善ということで、ご質問があったと思います。で、現在ですね、厚生労働省の方から出産育児一時金の受取代理という方法について検討するようというふうに通達が、正式にはまだ来ておりませんが、その情報が入っております。で、受取代理という制度は出産予定日の一か月前までに、被保険者が事前申請をいたしまして、病院の医療機関を代理人として出産育児一時金を受け取るという方法です。で、この方法によれば、被保険者が事前に出産に当たって費用を工面しなくてもいいことになります。で、その方法をなるべく実施したいということで、今検討をしております。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それはいわゆる受領委任払いという形のものですかね。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） そうですね、実際には同じことになります。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それは4市1町の筑紫医師会がやっていますけども、そちらとの協議という形になるのですか。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 一応被保険者と医療機関の同意が得られればということなんですが、確かめましたところ、春日市は実際に即日と言うか早ければ翌日にでも交付できるということで、あらためてこの制度、これが行政義務的ではないんですね。被保険者の判断で行なうということですので、あらためてそれを今検討をしていないということでした。それから大野城市と筑紫野市は民法上の受領委任ということをやっておりますので、実質的にはこの制度と同じことを今やっているの、この制度にあえて切り替えということは今現在考えていないということでしたので、太宰府市としては市単独でこの受取代理の制度を検討したいということです。で、実施するにあたりましては、やはり医療機関の方にお知らせなりを事前にしたいと思っています。それと被保険者の方には広報などでお知らせをするということも必要があると思っています。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 一応計画ではいつぐらいから実施できるような形で考えていらっしゃいますか。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 通知と言うか情報では10月1日からというふうに来ているのですが、10月1日はちょっと間に合わないと思いますので、できる限り早く準備を進めてですね、県の方の情報はまだ正式な情報ではないものですから、詳細な点が分かりませんので、それがはっきりと正式に下りて来次第早急に準備をしたいと思っています。

（山路委員「はい、分かりました。」と答える）

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） ちょっと今の関連でお伺いしますけども、その手続きは出産前にできるのですか。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） はい。1か月ぐらい前ということで。

委員長（福廣和美委員） で、思うのですが、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、その何で一つにならないのかなという疑問があるんですけど、要するに太宰府市の方が必ずしも太宰府市内の医療機関で出産するとは限らない、福岡市内の医療機関で出産する場合もある、入り組んでいると思うんですよね。だからその辺りを是非、私としては統一をすべきじゃないかと思うんですよね。だから少なくとも筑紫医師会、これはもう病院ですから医師会と密着したあれがあるわけですからね。だからもし福岡市で、今現在でも福岡市の産院で入院しとってですよ、隣の人はこういう制度を使う、で、こっちの人は使えないというね。「こういうのもありますよ。」と教えてもらったけども申請すら駄目とかね。いろいろなケースがあると思うし、今現在でもやっぱりいわゆる入院前にお金が必要というね、そういう相談を受けたことが何回かあるのですが、で、お金がないと出産もできないという、入院もできんというね、そういうところについてはやっぱり今の少子化問題に繋がっていくと思うんですけども、今説明があったように、そういう方向に太宰府市もほぼ決定しそうですから、非常に喜ばしいことだと思います。一日も早くですね、そういう人からの苦情というか、悩みの相談を受けんでいいように、是非よろしく願いしておきたいというふうに思います。

他に質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行ないます。

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第90号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第3 議案第93号 平成18年太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

委員長（福廣和美委員） 日程第3、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

それでは、補正予算書16ページをお開きください。

16ページから19ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目から順に執行部からの補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） それではまず、17ページの説明の欄の方からお願いしたいと思いますけれども、これは看護専門学校跡地を前回購入させていただきました。それに伴います改修工事でございます。この中で13節の委託料が発生しております。これは工事設計監理等委託料ということで上げておりますけれども、実際はどういうふうに使えば一番効率的かとかですね、あるいはまた金額がかからないようにするにはどうしたらいいか、そういう研究を兼ねてですね、企画書と仕様書を作っていたりもございまして、これも2回校正をやっていただきますので、1,575千円ということで計上させていただいております。

次に15節の工事請負費につきましては、19ページの方にまたがっておりますが、これは先に当委員会の方で事前に視察に行っていたございました。私の方から説明したとおりでございます。そういうふうな形で改修工事を行いたいということでございまして、24,150千円を計上させていただいております。中身につきましては、前回函面等も差し上げておりますので、現在事務局としてはその方向でいきたいと考えておりますが、先ほど申しましたように、設計監理の委託をしますと、その業者からのアイデア的なものも出てくるんじゃないかと思っております。その辺によって最終的にはこの金額以内ですね、締結をさせていただきたいというふうに思っております。

それから次の福祉事務所庶務関係費からこの19ページ一杯まで全部ですが、障害者自立支援法に伴います補正の内容でございます。この分につきましては、まず説明いたしますが、最初に説明いたしますのは、支援費制度に計上しているものをですね、今度新たに障害者自立支援法の中で地域生活支援事業ということで、改正以降、事業内容が分かれています。そういうことから、予算の関係にいたしましてもですね、10月1日からこの新しい予算の項目で、執行していかなければならないようになっております。そういうことから組み替えを重点的にさせ

ていただいております。

まず、福祉事務所庶務関係費、手話通訳員でございますが、821千円。それから報酬の手話通訳員派遣謝礼150千円。これは単純に半分ということで考えていただければよろしいと思います。既に9月いっぱいまで利用していただいた分の残りをですね、新しい予算に組み替えるということで、ちょうど半分の金額が19ページの地域生活支援事業関係費の中に組み替えてまいります。全部マイナス予算になっておりますけども。

それから次の身体障害者在宅福祉関係費でございますが、これも全く同じでございます。現在必要なものだけ9月いっぱいまで使用させていただく金額ですね、残させていただいて、そしてまた残りにつきましては、障害者自立支援法の方に持っていくということでございます。その中で一番その下の欄にですね、一番下の身体障害者ホームヘルプサービス給付費というのがございますが、この3,744千円というのはですね、移動介護、いわゆる移動支援ということで組み替えるものでございます。今まではホームヘルプサービスの中に入れておりましたけども、新しい法律では新たに移動支援事業というのが発生いたしました。その中に組み込むものでございます。それでちょっとこの3,744千円の横にチェックを入れていただきたいと思います。後から説明をさせていただきますので。

それから次の知的障害者在宅福祉関係費、これも知的障害者ホームヘルプサービス給付費でございますが、その中の移動介護につきましては、768千円の減額をさせていただいてですね、そして新たにまた下の方に入れているということです。これもチェックを入れていただきたいと思います。

それから次の精神障害者在宅福祉関係費でございます。これも精神障害者のホームヘルプサービス事業給付費なんですけど、移動介護という分で288千円減額をさせていただきます。これもチェックを入れていただきたいと思います。

次に地域生活支援事業関係費、これが新たな項目として発生してまいりまして、今までマイナス予算であったものがこの中に反映してまいります。したがって、手話通訳員につきましては822千円。これは先ほどの報酬の中でございました821千円ですね。単純に2分の1と申し上げましたが、予算の計算上1千円の誤差が出てまいります。それで822千円を計上させていただきます。

それから次の手話通訳員派遣謝礼も全く同じで150千円、こちらの方に移動させていただいております。それから13節の委託料でございますが、これが先ほど申しました移動支援事業委託料でございます。先ほど金額の横に三つチェックをしていただきましたが、この三つの合計をしますと4,800千円になります。したがって、この三つを一つにしてですね、移動支援事業委託料として計上させていただくようになります。と言いますのは、障害者自立支援法では三障害一緒になってサービスを行なうということが基本となってまいりますので、別々の計上はしないということになります。そういうことからトータルして計上させていただいているものでございます。

それから次の地域生活支援センター事業委託料でございますが、8,200千円というのがございます。これはいわゆる地域活動支援の中ですね、1型、2型、3型ということで、前回説明したと思いますが、そういう施設をつくらなければならないという法律上ございまして、その中で私ども1型のあのセンターができるものということを想定をいたしまして、国の方から6,000千円の補助をいただいて設置をしていきたいというふうに思っています。これは歳入の方に関係いたしますので、13ページをご覧くださいと思います。

13ページの上から二つ目の枠になりますが、社会福祉費補助金ということで、二段目にあります地域生活支援センター事業費補助金（定額）ということで6,000千円上げさせていただいております。これは国の補助でございます。

また歳出の方に戻らせていただきますが、相談支援事業、これは相談支援事業委託料ということで、3,402千円を上させていただいております。これも障害者自立支援法の中でこの事業をやっていかなければならない一つでございます。この金額につきましては、県の方の基準がございまして、その県の基準の後半年分ということでですね、半分の2分の1になりますが、3,402千円ということで組させていただいております。今後4市1町で効率がいい方法を考えておりますので、この予算がまた別の低い金額になってですね、また別の項目に組み替える可能性もございます。ということでは暫定的に国から示されたものをそのまま直接上げているものでございます。

20節の扶助費につきましては、身体障害者自動車改造助成事業費でございますが200千円。これは現在行なっている事業でございます。特に最高額が100千円までということになっておりますけれども、既に2名の方が10月以降に手を挙げておられますので、取りあえず2名の方の分の200千円を追加させていただいております。

それから障害者自動車運転免許取得助成事業費でございますが、これはもう既に県の方で取り組んでおりまして、ところが障害者自立支援法の関係で10月からは市町村で行なうということになりますので、全額市町村の方で組むような形になります。これは1名の方が現在希望しておられますので、1名の方の分の最高額100千円ということで、新規として上げさせていただいております。

その下の身体障害者用日常生活用具給付費につきましては、先に説明をいたしました組み替えのものがそのままこのように下に持ってきております。

最後に難病患者等日常生活用具給付費につきましては、若干2分の1から増えてはおりますけれども、これは実績上今まで使ったものがちょっと少のうございまして、その分の差額をこちらの方に上げさせていただいております。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 扶助費の身体障害者自動車改造助成事業費ですけど、これは資格、何程度とか何かあるのですか。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これはですね、実際に自動車を運転してですね、運転できる方、運転能力がある方、これが第一なんですね。それと通常の生活の中でですね、支障を来たさない方については、これは該当しない。通常公共の交通機関等を使いますけども、そういうものについてですね、ほとんど支障のない方については該当しないということになっております。実際にはですね、取り決めがございまして、基準というのがあるわけですが、ただ対象者といたしましてですね、本人が所有並びに運転士の通勤通学等に支障をきたしている自動車のブレーキ、アクセル、ハンドル等を改造する必要がある身体障害者ということになっております。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） そうしたら、例えば車椅子が乗せられるような改造とかというのは入っていないのですね。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） はい、全く入っておりません。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 入っていないのですね。例えば家族が家族のための車椅子を乗せられるように改造するとかというのは、全く慮外されているということでもいいですね。

（福祉課長「はい。」と答える）

（安部啓治委員「はい分かりました。」と答える）

委員長（福廣和美委員） ちょっと関連で今の続きですが、さっき質問があったように、これは身障者の手帳とか何かがないと駄目なわけね。等級に当てはまらないと駄目なわけですか。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） それは具体的にですね、上がっておりません。いろんな身体障害者の方々がおられましてですね、で、実際に運転しきらない方の等級はかなり重とうございまして、その方もOKですよということではできないわけです。ですから車をお持ちになって、車を運転される能力がある方、そしてその移動に伴ってご自分が社会参画できる方というような形でこの福祉というのが成り立っていますので、それを基準としてセットしておりますので、あくまでもこれは申請があった段階で判断をさせていただくということになります。

委員長（福廣和美委員） それは要するに身障者以外の方でも可能なのか。身障者じゃなければ可能じゃないというわけね。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） はい。これはですね、手帳が必要になります。

委員長（福廣和美委員） ということね。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） 手帳を付けましてですね、それから申請を行なうと。ですから身体障害者手帳を持たない方については、これは対象外ということになります。

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） いわゆる障害者が例えば障害者用の車を買替える場合、税金の控除が若干ありますよね。それとこういうふうな車椅子を自分が運転するのじゃなくて、家族なんかが運転する場合、車椅子が乗れるように市販の分もありますけど、車椅子のサイズが合わなくて乗せられんという人が、改造したいという方がおるんですよ。そういう人が対象になる改造費用の補助とかいう分は今のところ該当ないですよ。ちょっと確認を。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） はい、ありません。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） ないですよ。ちょっと聞かれているもんだから。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ちょっと関連してですが、その件についてはですね、国の方からだと思いますけども、文書が依然きていたのをちょっと記憶しているんですけども、あれは国の方からですね、税金を免除するためには基準があるらしいんですけども、その基準を満たすために国からその自動車会社、製造の方にですね、通達をしているということです。だからこの基準に該当するものについては全て減免になりますよと、あるいは非課税になりますよという基準をもっていますので、その辺についてですね、椅子の幅とか大きさ重さとかも、そういうものも全て基準にあります。それに合致した物を購入していただくというのが第一条件だということを記憶しております。いろんな種類があるみたいですよ。車によっては大きな椅子が乗せられるものがあるようですね。

（安部啓治委員「また詳しくまた聞こう。」と呼ぶ）

委員長（福廣和美委員） よろしいですか。

（安部啓治委員「はい。」と呼ぶ）

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 地域福祉促進事業関係費についてなんですけども、企画書作成を委託するということでしたが、これを大体いつぐらいに上げてもらって、いつから工事に入る計画なのか。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これはですね、地域振興部の方からも説明がありましたように、3課にまたがっておりますので、できれば一緒にやりたいという気持ちを持っております。したが

まして、この企画書を作っていただいて、それからスタートをするようになりますので、議会の承認をいただいた後に直ぐにその業者選定を行いまして、契約を結びたいと思っております。したがいまして、いつから工事になるのかというのはちょっとまだ未定でございますけども、できるだけ早くその企画書を作っていただいてですね、それによって入札が早くできれば早い時期に、遅くとも3月末までには必ず完了しますというのを地域振興部の方から申し上げたとおりです。そういうつもりで私どもの方も準備を進めております。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） その3課にまたがっているということなんですが、この委託料については福祉課が出すようになっているのですよね。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これはあくまでも建物の中ですね、その建物を有効に使う、そしてまた安く仕上げるというのが主な目的でございますので、そういうふうに福祉課の方で計上させていただきます。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） その安く仕上げると言っても一応24,150千円という上限があるわけですよね。要はこの金額であとやってもらえる業者を入札されるんですね、これは。それで委託するという事だから、また当初の計画と変わってくる部分も出てくるかとは思いますが、その一つ私がもうちょっと具体的に聞きたいのが、2階の使い方なんですけれども、原点でもう一回ちょっと説明いただけます、2階の使用等について。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 2階の使用につきましてはですね、まず改築の方に当たりましては、ほとんど扱わないというのが一つの目安等になっております。これを2階を通常どおり扱いますと、これ倍以上の金額がかかってまいりますので、2階は原則そのままにさせていただきますね、できれば冷暖房ができるようなですね、家庭用の大きなやつを入れれば、かなり安くできるということも聞いておりますので、そういうふうな工夫をしながらですね、冷暖房だけ設備を整えましてですね、あとは福祉事業としてあの建物を使いますので、できれば社会福祉協議会が今進めております西地区の地域福祉等もですね、集会の場所とかですね、あるいはミーティングする場所になればいいなというような感じで思っております。したがいまして、今後どのように使うかというような確定はしておりませんが、必ず福祉に関連したものとして使わせていただく。と言いますのは、いろんな施設を使うと使用料が伴ってまいりますのでですね、あそこだけ無料だということでもちょっとおかしくなっております。そういうことから、福祉に限られればですね、これは無料の域を守れるんじゃないかなというようなことも考えておりますので、使える団体とか、あるいはまたいろんな種類によって決まってくるかと思っておりますけども、完璧にそういうふうに福祉に使うということで今考えております。多目的とい

うことをご理解いただければと思います。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それとですね、障害者団体に敷地を貸与するということで、ちょっと聞いたのですが。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 福祉団体の方からですね、教育委員会の方にその要望書が提出されておりました、その辺につきましても、教育委員会の所管になります。土地の管理は教育委員会が管轄することになっておりますので、そういうことから福祉の方にもですね、意見書を求められまして、これは課長の意見でいいということでしたので、私の名前です、その団体について福祉の方においては、率先して行なっている団体で、国、県からも認められて、補助金も付いている団体ですという意見書を出してお願いをしているところでございます。したがって、これがどうなるかというのは教育委員会の方で決定をしていただくような形になっておりますので、福祉の方としては、それをバックアップする側に立つというふうになっております。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） では、その件はまだ結論が出ていないということですか。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） それについては、出たとは聞いておりません。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それと、その敷地ですね、外周なんですけども、これはどういう形にするんですか、取りあえず。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） このあいだちょっとカラーの平面図を差し上げたのが、建物だけの図面だったと思いますが、その周りにですね、直ぐ玄関前になると思いますが、玄関前に6台、ないし7台ぐらいの駐車スペースを取りまして、そこに福祉団体が使えるスペースを取りたいと思っております。で、その他は更地のままになるわけですが、教育委員会の方でプールの駐車場として利用する所がございます。そこを通常駐車場代わりに使っていただくというふうになっておまして、特に周りをどうするという事は考えておりません。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 考えていない。今はブロック塀でしたよね。

（力丸委員「外周って。」と呼ぶ）

委員（山路一恵委員） 外周。

（福祉課長「門の方ですか。」と答える）

委員（山路一恵委員） はい、はい、はい。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 外周につきましてはですね、これは社会教育課が今中心となっております。教育委員会の方で検討をさせていただいております。これはまちづくりと関連してまいりますので、地域振興部とあわせてですね、2部の方でそれぞれ検討をしてですね、結論が出ると思います。これも入札のときに一括入札になるんじゃないかなと思います。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 外周とちょっと関わりがあるのですが、街灯ですね。街灯設置については、社会福祉協議会の方からも要望が上がっていたと思うんですけど、やっぱりホームヘルパーさんが利用するというので、割と夜遅くまで使うということは、当然街灯が必要になってくるわけで、その辺の設置がどうなっているのかということが、何か具体的にまだなっていないということをお聞きしましたもんですから、その点ちょっと確認させていただきたいと思います。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 今度の設計監理委託料の中にですね、その街灯分を含めた形でお願いしようと思っています。で、基本的にはもうずっと以前から申し上げているようにですね、あるがままを利用するというのが、本当に基本なんですけど、犯罪等に繋がるようなものにつきましては、十分考慮していこうというふうには考えております。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 福祉施設として使っていくということであれば、当然後々エレベーターの設置の要望というのは出てくると思うんですね。それはどう考えていますか。

委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） たった今申し上げましたように、あの施設をあるがままの形で使っていくというのが大原則でございます。実は私どももその辺についてはですね、福祉の担当としましては、やはり必要性があるということは認識をしておりますけども、その施設がですね、お金をかけないというのがまず第一条件だと思います。そのことから、福祉に対して利用できる方で、その形のまま利用できる方をお願いしたいと思っております。ですから将来的にも今のところ10年スパンとかよく言われていますけども、その間にエレベーターを付けるということは、まずあり得ないと思います。まあ残念に思っておりますけども。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） その考え方そのものがちょっとおかしいなと。おかしいと言ったら申し訳ないけども、疑問がちょっと違うんじゃないかなという感じがします。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 関連して聞きますけどね、いわゆる今回こういう改造をして、近い将来にね、それに似合うような改造が必要になることはないのかどうか。

いや、あのね、今向こう側の建物が雨漏りしてるじゃないですか、もう一つのね、総務文教常任委員会所管の分が。ということは将来こっちも年数が経てば雨漏りの可能性があるのでは

ないかと、疑うわけね。で、「現実もうそれは大丈夫ですよ。」と言うところまで、今回の先ほど企画書と仕様書を作ってもらったところが見てくれるのかね。それはもう市が確認をして、「大丈夫ですよ。」と言うのか。もうこれは途中で雨漏りしよるけん、雨漏りしだしたからと言われると、当然使うためには、それは修理せんといかんもんね。そこで投げ出すわけにはいかん。これだけのお金を使ってやり始めたところが、何かもう1年もせんうちにもう雨漏りし始めたという話にはならんと思うけども、そういう危惧というか、心配も当然やっぱり我々はしておくべきと思うんですよ、だからそういうところの確認だけはきちんとやっておいてほしいなというふうに思うんですけども。まあこの施設を何年使うかはちょっとね、今後のことがあるから分らんとは思いますが、そういったところを心配する点もあるのでよろしくお願ひしておきたいなというふうに思います。

他に質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは次に20ページ、21ページの2項児童福祉費について、2目から順に執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) それではまず、児童手当からご説明させていただきます。

児童手当につきましては、本年の4月から法律の改正がございまして、支給対象児童が小学校第3学年終了時、0歳から9歳までから小学校終了前12歳までに拡大されるとともに所得制限が緩和されました。

あわせて国と地方の負担割合が変更されまして、基本的に国3分の1、地方3分の2というふうになりましたことから、このようなこととあと対象年齢の拡大に伴いまして、実際的には大体4割近く所得制限の緩和もございました関係で、4割近く対象者が増えましたことから、それぞれの手当てに対する増減する人数というのを見込んで、支出見込額が当初34,150千円から83,595千円増額させていただくものでございます。

おのおのの給付の中身はその扶助費の中に書いておりますように、5項目ございますが、おのおのの額でございます。

財源内訳につきましては、歳入の関係とあわせてご説明させていただきます。歳入の10ページと11ページの方を先にご説明させていただきます。

下の方14款国庫支出金、1項国庫負担金の民生費国庫負担金のところでございますが、11ページの被用者児童手当負担金からになります。

先ほど申し上げましたように、負担割合が変わりまして、最初この被用者児童手当負担金10分の8となっておりますが、平成17年度が10分の9でございました。以降その下の非被用者児童手当負担金、これが平成17年度6分の4だったのが3分の1。特例給付児童手当負担金は10分の10のままです。次の被用者小学校修了前特例給付国庫負担金は、これも6分の4が3分の1。その下の非被用者小学校修了前特例給付国庫負担金も6分の4が3分の1というふうに

変更になったところがございます、おのこの割合に応じてここは増減をさせていただいているところがございます。

それから次のページになりますけれども、12ページ、13ページです。児童扶養手当給付費国庫負担金。一番上でございますが88,414千円減。これも平成17年度は4分の3の負担割合が3分の1になりまして、市の負担が3分の2になったということでございます。それで国の分につきましては88,414千円の減。

それから県の負担金の関係、15款県支出金、1項県負担金。同じページでございますが、民生費県負担金、右側の被用者児童手当負担金からですけれども、これも同様負担割合が変更になりまして、最初の被用者児童手当負担金が平成17年度10分の5から10分の1へ。次の非被用者児童手当負担金が6分の1から3分の1。それからあと二つも同じですが、6分の1から3分の1へと変更になりましたことから、おのこの額をそこに計上させていただいているところがございます。

歳出のところに戻らせていただきます。20ページ、21ページです。

財源内訳でございますけれども、今申し上げました国、県の負担割合が変更されましたことから、国庫支出金が148,267千円の減。県支出金が71,723千円の増。その結果といたしまして、一般財源が160,139千円の増というふうになったところがございます。

続きまして、次の3目保育所費でございます。市立保育所管理運営費でございますが、賃金を計上させていただいております。1,601千円です。これは五条保育所で発生いたしました給食に関する不祥事によりまして、当該職員が6か月の停職処分を受けましたことから、既決予算から臨時職員を雇用させていただいているところがございます。そのこととあわせて育児休業を取得しております職員が、当初10月1日から職場復帰をする予定でありましたけれども、来年3月いっぱいまで延長するという申し出がありました。この二つのことから臨時職員賃金の不足が生じることになりましたために、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 次に5目。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 乳幼児医療費について説明いたします。

まず、1,427千円の補正ですが、平成19年1月から初診料、往診療を無料化することに伴う補正でございます。

13ページの歳入の方の説明をさせていただきます。

これも関連して、13ページの一番下ですが、乳幼児医療費補助金、県の補助金が715千円歳入予算で計上しております。

次に乳幼児拡充分医療費、21ページですね、乳幼児拡充分医療費8,400千円。これは市単独事業として、1歳拡充しています乳幼児医療費が年間の見込みで8,400千円ほど不足が見込まれますので、補正を計上させていただいております。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） ちょっとこういう聞き方でいいのかどうか分からないのですが、児童手当のですね、一般財源の160,139千円はどこから持ってこられたのですか。

委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（和田敏信） もともと国の考え方といたしましては、たばこ税とかですね、そういうものがあるということだったものですから、その辺のことだと思いますけど、詳しい中身につきましては、ちょっと私もそこまでは把握をしておりません。

委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援部長（村尾昭子） この分につきましては、国の法律の改正ということの予測が年度当初からありますが、前年度末から分かっておりましたので、財政当局としてはですね、補正予算で法が確定しましたときに財源措置をするということで、当初からこの分を財源として温存していたということ。この分は補正が出てきたときには、即対応できるようにしておくということでございますので、結局は平成17年度決算の繰越、そういった中で次年度の地方譲与税、それから地方特例交付金、そういった中からですね、平成18年度補正で回すということで、確保していただいていたということでございます。ですから今課長が申しましたように、こと細かにこの分あの分ということで、これをやりましたよということではありません。

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 次に4款衛生費、1項保健衛生費について、4目老人保健費の健康教育関係費から順に、執行部からの補足説明を求めます。

保健センター所長。

保健センター所長（木村 努） この賃金はですね、病休代替の賃金でございまして、10月1日から3月31日までの分でございますが、120日分でございます。8月中旬頃からちょっと今休んでございまして、9月いっぱいまでの分は人事の方でみていただくということで、将来ちょっと長引きそうですので、一応3月まで補正をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 次の事務補助員ですが、レセプトの収納整理のための臨時職員の雇用になっております。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 以上で歳出を終わります。

次に10ページから17ページの歳入に入ります。

先ほど歳出審査の中で説明していただきました項目以外で補足説明がありましたらお願いしますが、質疑については、歳入すべての補足説明終了後に行ないます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 先ほど臨時職員の326千円の補正の説明をさせていただきましたが、すみません歳入の関連がございました。

13ページの14款2項の民生費国庫補助金の老人医療費適正化推進費補助金163千円。これはこの事務補助員に係る歳入になっておりますので、すみません漏らしておりました。

委員長（福廣和美委員） 他にありますか。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 14ページ、15ページをお開きいただきたいと思いますけども、18款繰入金です。この介護給付費の繰入金精算返還金6千円ということで、これにつきましては後です、ページで言いますと56ページ、57ページですが、ご審議をお願いいたします議案第96号の平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算書の中に、歳出として計上いたしておるものでございまして、その中のですね、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中のですね、23節に償還金、利子及び割引料というところで、一般会計介護給付費繰入金精算返還金6千円を計上いたしております。それを一般会計から繰入るものでございまして、補正の理由ですけども、平成17年度です、返還すべき会計処理ができなかったということで今年度です、精算いたしまして返還すると、そういうところでございます。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 他にありますか。

（他に執行部からの補足説明なし）

委員長（福廣和美委員） 以上で歳入すべての補足説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 以上で、歳入を終わります。

次に6ページをお開きください。

第2表「債務負担行為補正」追加の「両筑衛生施設組合一般廃棄物処理事業債負担金（平成

17年度し尿処理施設整備)」について、執行部からの補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 6ページの債務負担行為補正、下の段の分でございます。

両筑衛生施設組合が行ないました起債について、債務負担行為の補正として上げさせていただいております。両筑衛生施設組合が平成18年5月12日付けで貸付を受けました一般廃棄物処理事業、し尿処理施設整備事業施設分の起債でございます。貸付金額49,900千円、利率は年1.6%、2年間据置き10年償還で平成28年3月までとなっております。施設整備事業の内容は、汚泥前処理装置の取替えでございます。工事費は65,520千円と事務費110万円ほどでございます。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

委員（安部 陽委員） し尿処理、こういう家庭がまだ何件ぐらいあるのですか。約でいいです。

委員長（福廣和美委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） これはですね、汲取り世帯は平成17年度末で243世帯になっておるようでございます。

（安部陽委員「はい、いいです。」と答える）

委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第93号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時57分

委員長（福廣和美委員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 10時57分

~~~~~

再開 11時15分

委員長（福廣和美委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

日程第 4 議案第94号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

委員長（福廣和美委員） 日程第 4、議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書28ページから37ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 今回は307,788千円を補正で計上させていただいております。まず、37ページの歳出予算の方から説明いたします。

一般管理費の事務補助員326千円。これはレセプトの整理収納にあたってもらう臨時職員を雇用します。

次の徴収関係費の事務補助員465千円。これは収納率向上対策事業分の臨時職員の雇用でございます。納税課の方で勤務をしていただく予定です。

この 2 件につきましては歳入予算が関係してきますので、前のページ35ページの 4 款 2 項 2 目の県財政調整交付金、この中の317千円の内ですね、庶務関係費のレセプト収納整理の関係で178千円が補助金でございます。それから下の収納関係がこの内139千円が収納対策事業分の補助金、で、合わせて317千円が県の補助金として交付をされます。

それと次に、歳出 5 款共同事業拠出金でございますが、まず高額医療費拠出金19,122千円。この事業はレセプトの 1 件80万円以上の高額医療費に対する共同事業の拠出金でございます。これが19,122千円不足をしますので計上しております、この分の歳入につきましては、同じく前ページの 2 款 1 項国庫負担金4,780千円。これが拠出金に対して 4 分の 1 が国庫補助で見られます。それともう一つ県負担金も同じく4,780千円。これも 4 分の 1 が県の負担金で補助があります。残りの半分につきましては、下の 5 款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金で9,562千円を財源として充てております。

次に歳出の37ページですが、保険財政共同安定化事業拠出金、この事業の拠出金として287,809千円。事務費拠出金が66千円となっております。

この歳入につきましては、35ページの 5 款 1 項 2 目の同額を保険財政共同安定化事業交付金

として拠出金部分の287,809千円同額を歳入で計上しております。この事業が県単位での市町村国保間の保険料の平準化、あるいは財政の安定化を図るために、平成18年度の10月から創設される制度です。内容はレセプトの1件の30万円を超える高額医療費を対象として、市町村間で負担金を出し合っ、で、医療費に応じて補助金を交付する制度となっております。ただしこの事業については問題があります。と言うのが先ほどの高額医療費については、半額、国が4分の1、県が4分の1の補助金を出してくれています。で、この30万円以上の共同安定化事業については、各保険者が出す拠出金だけで交付金を賄う制度になっているために、医療費が高い団体ほど受ける交付金が多く、医療費が低い団体ほど拠出する負担金が多いという結果になっています。

筑紫地区4市1町においては、全て交付金より拠出金を上回っております。で、10月から実施されていますので、平成18年度については半年分ということになるのですが、半年分で筑紫地区の4市1町で3億4,000万円という持ち出し分の超過という結果、結果と言いますか、今は概算ですから確定ではありませんが、ほぼこれに近い結果になるんだろうと思いますが、太宰府市についても歳入では、一応拠出金と同額を計上しておりましたけども、最終的な結果ではですね、半年で約3,300万円を超える超過負担になる見込みです。で、この問題についてはですね、今4市1町の市長会で、県に支援を求めていくことで動いております。この制度が財政の安定化ということの一つのテーマに訴えながら、筑紫地区については、より不安定化するような結果になっておりますので、この辺は強く県に要望してですね、支援を求めていきたいと思っております。

あと歳入について、その分の調整として、全体的な歳入不足を1款の保険税の540千円を計上することで、歳入歳出のバランスを取っております。

補正予算の説明としては、以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 今の説明の最後の問題ですけど、これ逆の場合はないのでしょうか。要するに拠出金の方が低くなるというケースはあるのですか。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） これは拠出と交付はとんとんになりますので、赤字の団体もあれば黒字の団体もあります。で、福岡地区の近隣は概ね赤字の団体が多く、筑豊地区とか大牟田地区とかですね、政令指定都市では福岡市が、2億6,000万円の拠出の超過、北九州市は2億……。すみませんちょっと。

委員長（福廣和美委員） そういうケースもあるということですね。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） やっぱり2億6,000万円。すみません。福岡市はですね、拠出超過が7億8,000万円です。7億8,000万円の拠出超過で、北九州市が3億8,000万円の黒字、それから他の団体も黒字のところと赤字のところ、はっきり分かれてくるんですね。80万円以上の高額共同事業については、拠出の内、半分を国と県にみてもらいますから、概ね黒字の団体の方が多くなるのですけども、これは補助がありませんから、補助金で交付を賄うので、はっきり赤と黒というのが分かれてきますので。

委員長（福広和美委員） ただその赤字黒字になる基の金額はどうやって決まるのですか。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 結局30万円以上のレセプトが多い団体ほど余計にもらえるシステムですね。医療費が低い、30万円以上のレセプトが少なければ、全体的に医療費が低いわけですから、その30万円以上の件数が少ない団体ほど持ち出しが多くてもらえる金額が少ない。対象になる医療費が少ないですから。

委員長（福広和美委員） いや、それは分かります。その拠出金ですね、この拠出金が決まるのは30万円以上のレセプトがないと分らんわけですよ。

（国保年金課長「はい、そうです。」と答える。）

委員長（福広和美委員） で、そのことに積み立てた金額はあるわけでしょ。拠出した金額、それはないのですか。

（国保年金課長「はい、結局ですね。」と答える。）

委員長（福広和美委員） それならこの拠出したのが基本になるわけですね。

（国保年金課長「そうですね。。」と答える。）

委員長（福広和美委員） これがね。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） これを分配していくと、被保険者数・・・。

委員長（福広和美委員） そういうことは、やっぱり黒字になるというのはおかしな話ですよ。我々の考えでは、黒字になる分は赤字になったところにやっぱりもってくるのが、そこは話をしてあるんだろうと思うけども。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 結局高額医療費を保険者間で、助け合いましょうと互助的な仕組みなんですね。

委員長（福広和美委員） 赤字じゃなくて黒字ばかりならいいけど、赤字のところがあって黒字が発生するというのがちょっとよく理解ができません。

分かりました。今そうやって問題点があるからやってあるんでしょから、またそれを待ちたいと思います。

他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって議案第94号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時25分

~~~~~

日程第 5 議案第 9 5 号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について  
委員長（福廣和美委員） 日程第 5、議案第95号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書38ページから47ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 今回の補正で27,875千円を計上させていただいております。

歳出予算の46ページ、47ページをお願いします。

まず、一般管理費の事務補助員140千円ですが、高額医療費の支払事務に係る臨時職員の雇用となっております。

4 款の償還金ですが、社会保険支払基金の平成17年度分の精算返還金となっております。

これに関連する歳入予算として、44ページ、45ページです。国庫負担金の医療費負担金。これは精算交付で平成17年度分の追加交付となっております。この分を歳入予算で充てております。

以上です。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第95号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時26分

~~~~~

日程第 6 議案第 9 6 号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

委員長（福廣和美委員） 日程第 6、議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書48ページから59ページにおける主な内容について執行部の補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ21,919千円を補正させていただいております。

まず、56、57ページの 1 款総務費の 2 項一般管理費の中の庶務関係費でございますけども、その中で、一般会計介護給付費の繰入金精算返還金につきましては、先ほど一般会計の方です、説明いたしましたの省略させていただきまして、残りの二つの精算返還金につきましては、これは毎年お願いしております、いわゆる平成17年度の介護給付費の確定ということで、確定になりましたのですね、昨年度精算という制度になっておりますので、それで精算をさせていただいております。またこれにつきましてははですね、12月の補正で提案したいと思っております。

それから次の 2 款の保険給付費、1 項の介護サービス等諸費と、それから 2 項の介護予防サービス等諸費、それから 4 項の高額介護サービス等費につきましてははですね、関連がありますので一括して説明申し上げたいと思います。

まず、今年度の介護保険法の制度改正に伴いましてですね、従来の要介護 1、2 の内、約 7 割がですね、いわゆる要支援の 2 というふうに移行するというような国の見解のもとにですね、当初予算を計上いたしておりました。で、実際半年経ちましてですね、実際はその 5 割程度しかですね、出てきていない状況がございますので、一応 3 月までのですね、決算見込みを立てまして、今回介護給付費の当初の保険に対する切り替えをですね、行うということでの補正でございます。

それから、次の58、59ページでございますけども、基金積立金ということで、今回の補正につきましては、平成17年度決算におきまして、余剰金を今回基金積立金として、積立をさせて

いただくものでございます。

以上でございます。

委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第96号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時29分

~~~~~

委員長（福廣和美委員） 以上で、当委員会に審査付託されました日程第1から日程第6までの案件の審査は、全て終了しました。

ここでおはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

それでは、引き続き日程第7の所管施設調査に入りますので、所管の健康福祉部長、すこやか長寿課長にはお残りいただきますが、他の執行部の皆さんは退席されて構いません。

（執行部退席）

~~~~~

日程第7 委員会所管施設調査について

委員長（福廣和美委員） それでは日程第7、「委員会所管施設調査について」を議題とします。

所管施設調査の実施につきましては、委員長に一任いただいているものですが、前回の委員会協議会にて委員の皆さんと協議し、市内のグループホームの調査を行うこと、また本日の委

委員会の付託案件審査終了後に実施することを予定し、その後、訪問する施設及び所管である「すこやか長寿課」との調整を図り、本日実施するものです。

なお、太宰府市議会会議規則98条に規定する委員派遣承認要求書は、委員の皆さんにおはかりして議長に提出するものですが、委員長に一任いただいておりますので、事前に提出し、議長に承諾をいただいておりますことを報告しておきます。

それでは、お手元に配布しています所管施設調査の行程について説明いたします。

資料2ですね。午後1時15分頃から、「グループホーム笑苑」、「グループホーム五条」「グループホームはなみずき」を順に訪問いたします。なお、訪問時間が多少前後することもありますので、ご了承いただきたいと思います。また、所管施設調査が終わりましたら、この委員会室で総括を行います。

それでは、午後3時30分ごろまで委員会を休憩し施設を訪問いたしますが、時間が前後することがありますので、委員会の再開時間につきましては一斉放送を行いません。

委員の皆さんは市のワゴン車にて施設を訪問いたしますので、庁舎東側にお集まりください。すこやか長寿課の職員におかれましては、予定時間までに各施設にお越しいただきますようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

~~~~~

再開 午後3時30分

委員長（福廣和美委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

委員長（福廣和美委員） 本日の所管施設調査の総括を行います。

もう執行部からの説明は別にないでしょうから、委員の皆さんの方からご意見、質疑がありましたら、出していただきたいというふうに思っております。よろしく願います。

山路委員。

委員（山路一恵委員） グループホームをですね、開設したいっていうときに、許可ってというのは県と、あと市の方があるんですか。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 平成17年度までは県の方が認可ですかね。指定というのですかね、してありましたと、一応平成18年度からはもう地域密着型という法律に変わりましたよね。そうやってきておりますので、市の方がですね、一応認可をする形になります。

（山路委員「市が認可をする。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） はい。それで中のいわゆる運営管理ですね、その辺の指導をできる立場に今市がなっているんですね。それで今日ちらっと言ってあったように運営推進委員会、そういう会議をですね、まあそれは一応そういうのを開きなさいというような国の指導が

あっておりまして、地元の区長さんとかですね、あるいは民生委員の方とか、それから入所者のご家族、それとケアマネージャーさんとかですね、それと行政も入りまして、その辺はもう向こうの方からいろいろ例えばお願いされて、で、そこでどういうことを今やっていますよとか、あるいはご家族の希望とか、いろいろ規制に対する、あるいは施設の方が地元に出向いて交流をやっているとかのお話をしたりとか、そういうふうに、やっぱりこの地域密着型ですから、やっぱり地元にも一日も早く馴染んでもらって、基本的にはもう市内の方しか利用できないようになっていますから、そういうところで地元を抱き込んで、一緒にですね、管理運営を努力しながらですね、進めていっていただきたいというような形ですね。そういう形で今少しずつ変わってきていますね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 市がこれから認可の許可をしていくっていうことでは、やっぱり地域によっては、うちの近くには建ててほしくない、そういう地域も実際ありますよね。だからそういう地域住民とその施設をしていこうとされている側の調整っていうんですか、そこまではされるんですか。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 基本的にはですね、それぞれ今言いましたように地域密着型ですから、当然地元なり、太宰府市にも一日も早く慣れてもらうようにやっていますけど、その事業主の方でしっかりですね、その辺は地元の区長さんの判断でしょうけど、地元の方と十分協議されて、地元説明会とかされとって、地元のそういうコンセンサスがきちんと得られた中でやっていただくんで、その辺は行政はちょっとそこまで入れませんから、中の業務についてはですね、管理運営については私どもの方で指導をしていますが、建物を建てる時の部分についてはですね、一応それについては、いいか悪いかはですね、法的に適っていれば別に問題ないですから、もう後は地元とのですね、これはもう普通の開発でも同じと思うんですけどね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） そのおっしゃるようにね、普通の開発が結構あちこちで問題になっていますよね。やっぱり市に対して調整を求めてくる場合が多いんだけど、今後そのグループホームなり施設をつくるときに、ある程度のマニュアル的なものをね、作っておいた方がいいと思うんですよ。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ちょっといいですか。以前はですね、平成18年度からそういうふうに法律変わって、制度が変わって今やっています。平成17年度までは県の方で許可なりをしておったのですが、その時はいろいろ地元の意見書っていうのを県が一応取ってありました。それについてはもう当然申請があれば意見書を出さなくちゃいけないというような形になっておりまして、じゃ意見書が出なかったから県は許可を出さないのかということ、そういうこ

とじゃなくてですね、それは基準どおり則れば、県の方は許可ということで。確かにですね、ちょっと聞いた話ですけど、これは確実な形なのか分かりませんが、こういうふうなトラブルは各所でですね、やっぱりあるのは事実みたいですね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 今日実際に行った水城なんかでも看板が建っていましたのを初めて見ましたけどね。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 「はなみずき」さんについては、私も替わってちょっと話をきいたのですが、開発当時からそういうふうないろいろな問題がですね、発生して今日まで至っているという話をちょっと聞いておりますけどね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） だから今後の地域との対応的なものをね、マニュアルをやっぱり、マニュアルというか、その調整を全くしないじゃなくって、ある程度方法は考えていただきたいなという、これは要望しておきたいと思います。

委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 新築の場合はですね、案外それらの把握は可能だと思うんですよ。新築の場合は当然確認申請が出た段階で、今度の指導要綱等もレオパレスですか。ああいった問題がありますので、把握できるかと思えますけど、まさに今度の五条なんかは、従来の学生寮なんかを改造したものとかですね、一般住宅を改造してグループホームに替えるということもありますので、可能な限りということではなからんとですね、全て行政がですね。やはり今言います改造と言うのは、できあがってこれを改造してしたいというところが多いもんでからですね、今言いますように、開発段階中で確認申請等が出てくるものについてはですね、そういった指導というのは可能だろうというふうに考えます。まあなるべく地元と協議をしてですね、合意の上にやはり建ててもらおうというのが、やはり行政としても一番ふさわしいものでございますのでですね、そういった指導は行なっていきたいというふうに思います。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 例えば途中で変更する場合ですね、例えば学生向けのアパートをそういうふうに改築するという場合の許可については、役所に今提出するような書類的なものはないのですか。しなくていいのですかね。

委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 一度建ってしまえば、その用途に応じた建物の使用であれば、変更というのは何も無いと思います。用途に合っておけば、確認上できると思いますよね。ただ確認申請の段階であったり、その変更の分の確認を出さないといかんかということもあろうかとは思いますが、あくまで改造であれば、おそらく確認は出していないんじゃないかと思えます。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） どんどん勝手にと言うか、言い方悪いですけど、グループホームというのは勝手に役所と事前協議もなしに、そういうふうにできるということですか。そうじゃないでしょ。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） グループホームについてはですね、今日も委員さんのお手元に資料をお配りしておりますけど、それを見ていただくと市内に現在6か所あるわけですね。それでこの第3期の介護保険事業計画、この中で基本的にはもう私どもが認めている施設は、もう6か所というふうに決めておるわけで、平成18年度から3か年については、私どもの方は認めていないと、もう十分供給を満たしている。これに基づいて給付費なり介護事業とかですね、全部算定されているわけですから、そういう形で3年間はちょっともう認めないと。それと今日行った例のあの施設ですけども、小規模多機能、さっき五条行きましたよね。あれももう一応生活圏域を決めて中学校区の一つで今現在三つありますから。で、今日行った笑苑さんも今度は小規模多機能型の方をしたいというような話も昔からあっておったみたいですけど、ちょっとやめられたみたいですね。あと1か所は何とかできるかなと。それで以前聞きましたが、以前小規模多機能型居宅介護に手を挙げられた業者がいらっやたらしいんですね、ですからその辺はヒアリングしてですね、ちょっと今回はというふうですね、取りやめていただいた経営者があるということは聞いておりますけどね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） ということは、需要があっても建てられないということですね。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） そうですね。でないとそれで結局はいろんな施設をどんどん増やしてくると、介護給付費の関係になってくるから、保険料に影響してくるわけですね、今現在今度の平成17年度までありましたよね、第3期で。その分の試算がこの計画書を基にされておるわけですから、そういう施設をどんどん受け入れるということは、給付費が増大してくるわけですから、当然それはいわゆる50%が、国、県、市なら、あと50%を1号被保険者と2号被保険者の負担になってくるわけですね、で、当然保険料がまた上がるというふうですね。単純にそういう形になるわけですね。ですから今のところ市としてのスタンスとしては認めないというところにしてあります。もう十分供給を満たしている。この中にはっきり、そういうニーズに対して十分な供給ができていることから、新規開設は見込まず、現在の施設での対応を基本としていますということを書いてありますので、そういう形で今やっています。

（山路委員「はい、いいです。」と呼ぶ）

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 確認ですけど、以前は確かに五条の方が言われていたように、住民票を

動かさないと、そういう方が以前の福祉の制度のあり方ですね。ただ今度から住民票を動かすというふうに変われば、当然今課長が言われたように介護保険のそういった財政的な負担が、結局以前より今ですね、やっぱり増すということですよ。

委員長（福広和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 先ほど五条の方で言われたのはですね、いわゆる住所地特例の話がされたんだろうと思うんですけど、例えば筑紫野市にお住まいになっていますと、で、筑紫野市にはそういったものがないから、太宰府市のそういう施設に入所したといったときに、筑紫野市から太宰府市へ住所地特例の措置を行うわけですね、そのときに、保険者はどこかと言いますと、あくまでも居住地が基準ですから、筑紫野市にお住まいになっているわけですから、筑紫野市が保険者になるわけですね。うちの施設を利用されるにしてもですね。で、現住所に住民票を移すわけですよ、仮に移されても、あくまでも居住地は筑紫野市ですから、だから仮にこの方がご家族とお住みになって、そしてご家族ももう全部太宰府市に引越しをしてきたと、そういった場合に住所地をこっちに移したと、そういったときに、今施設にその方が先に入ってあって、じゃあ直ぐうちが保険者になるかということ、居住地ですからこの方は一辺施設を出られて、ご家族と一定の期間ここで生活をされて、そしてまたこちらに入るときは太宰府市の住民ということになりますので、そのときには保険者は太宰府市になるんですね。ただ、ですから筑紫野市の方が太宰府市の施設に入りましたと、そして今度は宇美町に行きましたと言ってもですね、この保険者はあくまでも筑紫野市ですね。ただ、仮の住まいと言いますか、現在今お住みになっている所の施設がそこだということだけであってですね。

（力丸委員「以前と考え方が変わると」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） でないと、よその方がどんどん入ってこられて、うちの方が保険者になると、この計画そのものが成り立たなくなってですね、膨大なことになりますので。

委員長（福広和美委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） 病院がそうですね。あういう大きな病院なんかは、どんどんどんどんよそから入ってきてですね、多大な負担ですよ。

委員長（福広和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 地域密着型ということは、入所判定のときに太宰府市の住民を優先的に今度は切り替えて入れていくという方向になるのですかね。

委員長（福広和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 優先的というよりも地域密着型については、太宰府市にお住まいになっている方しか利用できないのです。原則は。ただ、今度の地域密着型小規模というのは新しい施設ですから、平成18年度からの制度ですから、問題ないんですけど、ただ、グループホームの場合、以前からもう既に県知事の許可をもらってあって、そしてなおかつよその方がですね、前から入っておったと、で、平成18年度から移行して地域密着型をグループホームという言い方になりますので、じゃあ今入っている方を追い出すかと、それはできんわけです

ね、で、その場合は一応私どもの方に同意をお願いしますという形で来ますので、同意書を私どもが出して、その場合はですね、いずれ太宰府市にお住まいになるなり、居住地を移していただくということで、そのときは太宰府市が保険者という形をとるわけですね。ですから原則はこの地域密着型というのはあくまでも地元ですね。市内にお住みの方が市内の施設を利用すると。結局自分たちが長く住み慣れた場所で健やかに地元の人と、やっぱり長く人の輪を大事にながら住んでいこうという話みたいですね。この制度はですね。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それは中学校区一つだけという。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 小規模多機能型居宅介護についてはですね。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 基本的なあれですけどね、例えば地元で定数割れが生じた場合はどうなるのですか。

（すこやか長寿課長「定数割れと言いますと。」と呼ぶ）

委員（安部啓治委員） 例えば18人の定員になっているけど、地元では16人しかいないとか言う場合。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） それはグループホームでしょ。

（安部啓治委員「はい。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） グループホームは一応今日説明があったように1ユニット9人でしょ。で、2ユニットまでできるわけですね。小規模は一応登録としては25名までできます。それは今日お配りしている資料の中に、小規模多機能型としては、太宰府市の場合は一応25名までは供用はできますということで、で、今日行かれた五条何かは、例えば、個室が確か5つと言われていましたね、ですからショートステイ、いわゆるお泊り等のお世話を、例えば冠婚葬祭等で、どうしても家の方がいらっしゃいないからお預けしたいという場合は、5人までは受け入れられますね。あとはもうデイサービスみたいなところの通所介護ですね、ですから25人まで登録できるんですね、小規模多機能というのはですね。で、グループホームはあくまでも1ユニット9名までですから。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 9人で18人が地元で埋まらなかった場合にはね、他の市町村からの受け入れは可能ですかという。

（すこやか長寿課長「他の市町村からの受け入れですか。」と呼ぶ）

委員（安部啓治委員） 経営上やっぱりぎりぎりまでもっていきたくないじゃないですか。地元で待機がおるような状態ならば、地元ですっといけるでしょうけど。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 基本的にはやっぱり私が説明したように地域密着型ということで、地元の人しか原則は入れないわけですから、余っているから入れるということは、37ページにですね。

委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） そういう余っているからじゃあ他の市町村の方は、例えば1名や2名なりが余っているから、他の市町村の方を受け入れていいんですかというお伺いはあるのですね。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） いや、それはいいですね。

（安部啓治委員「それはいいでしょ。今までと」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） そういうことはできませんから、基本的にはそれが原則ですから。

（安部啓治委員「今までと変わらんような。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） 地域密着型のサービスというこいで、このガイドブックの27ページですか、これを見ていただいたら分かるように、ここに認知症ですね、認知症をはじめ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点を支援していきましょと、で、地域の実情に合わせて市町村の裁量で整備する地域密着型のサービスを利用をしましょというこいで、印でそこに小さく、「原則として他市区町村のサービスは利用できません。」ということですから、あくまで原則できないわけですね。だからそこに今定員が25名まで登録できますけども、今たった10人しかおらんけん、あと15人ぐらい受け入れていいじゃないかということはいけません。あくまでも地域密着というのはいくそういう意味ですから。

（「グループホームも一緒ですか。」と呼ぶ者あり）

すこやか長寿課長（木村和美） それはグループホームも一緒です。平成17年度までは確かグループホームと言っていたけど、今は地域密着型という形で移行してきていますから、法律が変わってですね。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） ということはいくですね、老人福祉施設のいろいろ一覧表をつくっていただいていますけど、要はこい中で一番市の財政を圧迫するといくか、財政的な負担がかかる施設といくものの、結局グループホームといくのは、そういうこいはいくわけはいくですね。地域の方はいくですから当然のこいはいくですから、新しい人によいって、新たな財政負担が生じるわけはいくないです。といくことは、いくいった財政負担がないと。有料老人ホームといくかはいくなんですか。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 有料老人ホームは、必ずしも介護保険がいく全て適用するかいくどうかといくのは、また別の話であいって、お金さえ出せはいく誰でも入れる施設はいくですから。今介護付きと

というのは、随分流行ってきているみたいで、介護保険を使うためには、施設の指定を受けなければいかんわけですね。有料老人ホームの指定をですね。それは施設付きの有料老人ホームであれば、介護保険法の適用も受けますけど、単なる有料老人ホームは、お金さえ出せば誰でも入れますから。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 市の財政負担を圧迫するような老人医療ですか。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） それは最初からここに書いてあるような、こういう福祉施設は全て、今保険の対象でしょ。

（安部啓治委員「そうですね。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） そうです。ですから。

委員長（福廣和美委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 居住地が負担するのでしょ。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） はい、そうです。あくまでも居住地です。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 有料老人ホームもですか。

委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 有料老人ホームはうちの方は直接は。

（山路委員「関係ないのですか。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） 介護付きではない限りは、特定施設の。

（安部啓治委員「この一番上のは、これは介護付だから関係あるのでしょ。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） 介護付きはですね。ただそれは特定施設の特定の指定を受けんといかんのですよ。ただ単に介護付きではできないのです。

（安部啓治委員「指定を受けないといけない。」と呼ぶ）

すこやか長寿課長（木村和美） 介護保険適用の指定を受けて初めてそういう施設になりますから。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 要はですね、老人ホームとかですね、昔家族がいて、どこか遠方の施設に入るならば、健康保険は、当然出身の市町村で交付を受けることになっていましたよね。で、そういった医療費の負担はその施設がある市町村には負担はかかっていなかったと思うのですが、それからこういうふうにいっぱいメニューが増えたと今日話をしていましたけど、そういったことで、例えば介護付の有料老人ホームとかですね、いろんなところに、老人マンションとか、いろんなのがありますよね。ただそういったときに、例えば医療費のそういう市としての負担が増えるとか、そいった要因をちょっと何かないのかなと。

委員長（福広和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ちなみにこれも27ページににですね、そういったところの施設の種類がいろいろあるのですが、その一番下に地域密着型特定施設入居者生活介護と書いてありますよね、これがいわゆる有料老人ホームで、そういう施設の指定を受けたものですね、これは小規模のやつを言いよるわけですね。ですから、太宰府市でいうと大佐野の「はな太宰府」だとか、五条の「アクラス太宰府」とか、朱雀の「我楽庵」とか、そういうところですね。随分施設も増えてきてですね、メニューもいろいろ変わってきておりますから。

委員長（福広和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 増えるのはそれは仕方ないのかもしれませんが、財政負担とか、そういったものが生じてあるのであれば、施設が増えるのはやむなしとしても、やっぱりその辺の把握をやっぱりしておくべきじゃなからうかと、お互いにですね。

委員長（福広和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） それともう一つは、やはり今言われております2025年には4人に1人がもう高齢者ということ、在宅介護者になってくるということで、今日も言われていましたが、その中でまた4人に1人ですか、認知症とかいう話ですが、そういうことでずっと現状を見ますと、高齢者人口の増加に伴い高齢化率がどうしても上がってきていますね。で、なおかつ高齢化率は上がらなければ、高齢者が増えることによって、やっぱり要支援、要介護者も増えてきているような現実ですね。これは全国的にうちだけじゃなくてですね、そういう右肩上がりですなっていますね。ですから当然介護給付費が一般会計繰入も当然増加しているという印象がいつとき続くでしょうね。

委員長（福広和美委員） いいですか。

力丸委員。

委員（力丸義行委員） 最後にまた山路委員の話に戻りますけど、介入の仕方が難しいと思うのですが、それにしてもあそこにあう看板。内容がどうのこうのというのは、この場では言いませんけど、ただあう看板があそこにあってですね、あそこに入所されている方。今日も知り合いもいましたし、知り合いの方はまだはっきり僕のこと分かっていましたけども、それにしても、あう看板がある環境の中ですな、そういう施設運営をされるということに対して、やはり市として調整をどこまでできるのか分かりませんが、市としてですよ、あれを許しているんですよ、結果的に。

委員長（福広和美委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） それ僕がちょっと言うけど、

（力丸委員「いやいや。」と呼ぶ）

委員（安部 陽委員） あれは埋め立てのときにですね。

委員長（福広和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） いやいや、そういうことではなくて、看板があそこにあるという環境を

言いよるのですよ。だから中身は何も言っていないではないですか。だからそれをあのままでの環境をこのまましているということが、どうかということは今言っている。中身じゃないですから。だから景観の問題とかそこまでなりますよね。

委員長（福廣和美委員） 今のは中身の問題じゃないのですが、一番最初に山路委員が言ったことに対して、市はそこまで介入できんということとはよく分かるんですけども、要はそのことによつて、いろんなことがうまくいかないということはね、出てくると思うんですよ。だからある程度市は市民を守る立場に僕は立つべきだと思う。それが市民が言うことがべらぼうであればそうじゃないけども、市民の主張というのはね、僕は市役所の方がそれを守ってやるべきじゃなからうかなという。それは全く心に反するとかね、市民が言いよることが、全く問題にならないことを言いよるなら、そういうのは守る必要ないんやけど、そこら辺りがね、どうなのかなというのがちょっと疑問に思うところがあるんですよ。今回の連歌屋の問題にしてもね。それは法律で則つてよければ、建設課の要綱とか、あういう何も作る必要もない。ただ法律だけ守っておけばいいんじゃないかというね、しかしそれには太宰府市は太宰府市のいろんな状況に合わせた要綱とかいったものを作るわけよね。ということは、やっぱりいろんな市民からの要求によつて、そういうものはできてきよるのではないかなという気がするわけですけど、その辺りのことをやっぱり法律だけではないんやと、今ある法律だけを守ればいいという考え方はどうなのかなという気もするわけですよ。そこでやっぱり市民の方が何かを被るとかがある場合はね、市は介入していいんじゃないかなという、それは分かりませんよ。僕がちょっとそういうふうに今感じているだけで、そう思っているんですよ。山路委員は要望という形で終わらせられましたが、しかしこれは、お二人にあんまり言っても担当外だから、一応は。これ以上は言わないけども。

委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 要綱だからやっぱり市は弱いんですよ。それが条例であればまだ強く出れると思うんですよ。だから最終的にその水城地区の要看板の話にだろうと思いますけど、風致的にも悪いからとか何かで、その地区か何かで、地区決定とか何かをして、今度は申し合わせで絶対にそういうことはせんめいやというふうな届出で、この地区は守るというふうな条例とか何かできればですね、それは規制はできるのですよ。だけど今もうできあがったものについてのどうのこうのというのは、まだ今のところうちは要綱の程度しかありませんし、最終的にはやっぱり建築基準法とか都市計画法に合致しておけばですね、市の介入というのはやっぱりできないというふうにやっぱりなるのではないかと思いますよね。今看板がわずわらしいけんとか何か言うと。

委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） わずわらしいとか。福祉行政を進める上で、入所者があの看板を見たときにですよ、入所者がどういう気持ちになるかということをも市としてどう捉えるかですよ。だから建ったものをもう運営されているものをやめれとか、そういう話にはならんでしょ。た

だあの看板が一日も早くなくなるようにですね、やはり福祉行政を考えるのであれば、当然そういう努力はされるべきじゃないかということを行っているんですよ。だから施設自体がいいとか、もう建って営業を始めていますから、ということはもう認められたものですから、法的に。ただそういう中であの看板というものがいつまでも在り続けるということが、入所者にとってどうなのかなと。

委員長（福廣和美委員） もう担当部課も全部その当時の担当の人はいませんので。みんな替わってしまったもんやけんね、仕方がないですよ。それは、今すぐどうこうしろと言ったってなる問題じゃないし、今日中に入ればね、ああやって介護を受ける人たちには何も罪はない。あの看板も何も関係ない人たちが、介護を受けて入ってあるっていうのは事実だし、その運営がうまくいってほしいというのも、やっぱり当然だし、いろんな人の立場の思いがあるけんですね、なかなかそれはうまくいかるところもあるけども、みんなが少しずつ努力すれば、僕は少しずつはね、前進するんじゃないかなというふうに思うんですよ。だからそういう意味で、あとは我々も努力していかないといかなという程度でいかがでございましょうか、今日は。

委員長（福広和美委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） これはちょっと「はなみずき」の話になりましたけども、私も替わってですね、地元の。

委員長（福広和美委員） 僕はさっき「はなみずき」の話をしたんじゃないかとよ。僕は全般的なことを言っただけで、どうぞ。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 行ってですね、地元の方もお見えになって2回お会いしまして、地元は地元の要求がいろいろありましようからですね、お話を聞いて、相手の方も私が替わったばかりだから伝えましようということで、お話に行って、オーナーの中尾コウ子さんもお見えになっていたから、そちらの方にも地元の意見の方ですよ。一日も早くそういうことはあまり感心できることではないから、お互いに協議して解決していただきたいということですね、私の方で、行政の立場として言いました。で、そこまではちょっと言っているんですけど、介護保険の方でどうのこうのという話にはなりませんからですね、非常に難しい部分もありますので、ですからそのことはちょっとお話ししております。今後はさきほども山路委員が言われたように、こういった問題はですね、出ないとも限らないわけですから、やっぱりいろんなマンションを建てる時の問題と同じだろうと思います。やっぱり地元とのその辺のコンテンスだとか十分に解決できるような、企業も企業なりの努力をしていただくということで、行政として何かそこら辺に解決する策があればですね、それはそれに対して行政は指導しますけども、その辺が最終的に何かあればですね。

委員長（福広和美委員） よろしいですか。

（力丸委員「はい。」と呼ぶ）

委員長（福広和美委員） 皆さんもよろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時05分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 18 年 11 月 28 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美